

議案第17号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例(昭和39年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表及び第2条の表中三朝町高齢者住宅等整備資金貸付事業特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の三朝町特別会計設置条例の規定に基づく三朝町高齢者住宅等整備資金貸付事業特別会計の平成10年度の収入及び支出に関しては、なお従前の例による。